

令和元年度 第2回 練馬区青少年問題協議会 会議要録

日 時 令和2年1月21日（火）：午後2時～4時
会 場 練馬区役所本庁舎20階 交流会場
出席者 委員31名（うち代理出席2名） 欠席委員5名
幹事1名 書記1名 事務局4名
公開の可否 可
傍聴者 0名

1 開会

2 区長挨拶

皆さん、こんにちは。本日は、年の初めでお忙しいなか、ご出席いただき、真にありがとうございます。会長として一言ご挨拶を申し上げます。

皆さん方をお願い申し上げている委員の任期は2年ですので、本日が今期最後の協議会となります。この間、青少年育成活動方針（案）の策定に当たっては、活発な議論をいただきました。心から、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

早いもので、皆さんにご支援いただいている私の区政も、この4月から、もう7年目に入ります。まだ、二、三年かと思っていましたから、自分自身がびっくりしています。この間、とにかく練馬区を良くしようと考える努力をしてきたつもりです。当然ながら青少年の健全育成は、最も重要な課題の一つです。私が区民の皆さんにお約束申し上げた公約6項目のトップは、「子どもたちの笑顔輝くまち」であり、児童福祉は大きなテーマです。

区の予算は、2,700億か2,800億ですが、その中の約4割が子育てと教育の予算です。個人的なことを申し上げて恐縮ですが、東京都で三十数年間仕事をしたなかで、一番長く仕事をしたのは、児童福祉の現場でした。7年間仕事をしました。私にとって児童福祉は、障害者福祉と並んで、生涯のライフワークです。

既に他の分野に先立って、区独自の児童相談体制を構築しようと思い、色々と努力を重ねています。次代を担う子どもたちが地域の中で健やかに育っていくためには、家庭、そして学校での教育、さらに行政の支援に加えて、皆さん方の活動に代表される、温かで確かな支援が不可欠だと考えています。

引き続き、皆さんと力を合わせて、児童福祉の充実、そしてまた、青少年の健全育成に取り組んでいきたい、そう心から念願しています。どうかよろしく願い申し上げます。

本日も、活発な議論を賜りますようお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

3 答申

青少年対策連絡会会長から教育長（青少年問題協議会会長代理）へ答申

4 議題

（議長）

それでは、議題に入ります。

（1）令和2年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定についてです。

先ほど青少年対策連絡会会長より答申をいただきましたが、改めまして青少年対策連絡会での検討結果の報告をお願いいたします。

（青少年対策連絡会会長）

練馬区青少年対策連絡会会長でございます。

令和元年7月16日付の文書で、練馬区青少年問題協議会会長より、「令和2年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定」について、諮問を受けました。

青少年対策連絡会では、会議を4回開催し、答申を取りまとめ、先ほど答申文をお渡ししたところです。

ここで、青少年育成活動方針（案）について申し上げます。

青少年育成活動方針（案）は、第1回青少年問題協議会での委員の皆様のご意見を踏まえまして、平成31年度版で内容を精査し、青少年対策連絡会において改訂の検討をいたしました。

改訂内容につきましては、青少年対策連絡会の副会長から説明をいたします。

（青少年対策連絡会副会長）

練馬区青少年対策連絡会副会長でございます。

令和2年度練馬区青少年育成活動方針（案）について、ご説明いたします。

ページ順に説明いたします。

お手元の令和2年度練馬区青少年育成活動方針（案）をご覧ください。

まず、表紙についてです。

下段の「ページをめくってみましょう！」の欄を平成31年度版から変更をし、「育成活動方針の使い方」ということで、各ページの活用方法を記載いたしました。保護者をはじめ、手にわたった方にどのような内容で、どう活用するのかをよりわかりやすく伝えるため、このような表記にいたしました。

表紙の絵は、例年通り令和2年健やかカレンダーの原画募集の応募作品のうち、佳作に選ばれた12点の中から選定いたしました。

次に、1・2ページです。

ページ冒頭について、平成31年度版の「家族で 学校で 地域で みんなで、やってみよう！」の表記から変更をし、表紙の各ページの活用方法と同じ文言にいたしました。

表紙を見て、実際にページを開くと表紙と同じ文言が書かれていることによって、より

シンプルになり、活用しやすいのではないかと考えております。これは、3ページから5ページまで同様です。

育成活動方針の四つの目標のイラストについては、平成31年度版に引き続き、健やかカレンダーの原画募集の応募作品のうち、入賞作品216点から四つの目標のイメージに近いものを4点選定し、掲載いたしました。

四つの目標の説明文や、チェックの項目については、大きな修正は行っておりません。次に、3ページです。

青少年団体について、より具体的なイメージを持っていただくため、上段の青少年育成地区委員会と、青少年委員会の欄を拡大し、各事業の写真を入れました。また、興味を持っていただけた方に、より詳しく知っていただけるよう、それぞれ区のホームページの該当ページへアクセスすることができる二次元バーコードを入れました。

上段を拡大したことにあわせて、下段の「学校・地域では」以下の欄については、事業の説明などを簡潔にし、各関係事業・施設の担当部署、電話番号の列をそろえました。次に、4・5ページです。

相談先を相談内容、窓口、電話番号、受付時間ごとに表にまとめ、より見やすい表記にいたしました。

新たな記載といたしましては、4ページ上段のいじめに関する専用相談の欄に、「いじめ相談メール」と「ねりまホッとアプリ」を追加いたしました。

5ページ上段のSNS練馬区ルールについては、令和2年度に改定が予定されておりますので、その旨を入れさせていただいております。

また、5ページの末尾に、4ページから5ページの相談先をまとめた区ホームページの該当ページへアクセスすることができる二次元バーコードを追加し、携帯電話で登録等していただくことによって、手元にこの育成活動方針がなくても活用していただけるようにいたしました。

以上が、練馬区青少年育成活動方針（案）各ページの変更点になります。

全体につきまして、今回の青少年育成活動方針は、より見やすくするために、全体を通して字体を1種類に統一しています。また、昨年引き続き、カラーユニバーサルデザインについても意識して作成させていただきました。

以上、青少年対策連絡会における検討結果を報告いたしました。

ご審議をよろしく願いいたします。

（議長）

ありがとうございました。

ただいま、青少年対策連絡会の会長、副会長から、育成活動方針の内容について、ご報告をいただきました。

また、事務局から資料2、令和2年度練馬区青少年育成活動方針（案）が、事前に送付されていることと思います。

それでは、ここで、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。

まず、活動方針（案）の内容について、ご意見・ご質問がある方は、よろしくお願いたします。

（委員）

今回、非常に読みやすい。読みやすくするという課題があつて、事業とか、制度の説明ですとか、しつこいぐらい載っけないとわかりにくく、ただ、それをやってしまうと、いくらページ数を増やしてもキリがないということで、かなり努力をされたと伺います。

その中で、2点ほどあるのですが、3ページの中盤から下なのですが、「学校・地域では」と、ねりっこクラブとありますよね。これは、事業説明があるのですが、前は「春、夏、冬休み中に利用可」というのが入っていたのです。今回それを抜いているのは、これでいいのかなという気がするのですが、それは、後で一つ、お示ししていただければと思います。

それから、もう一点、今までずっと読んでいて気がつかなかったのですが、4ページの「育ての悩み」とありますよね。「子育てに不安を感じたら誰かに」と。「誰かに」というのは、どう考えてもおかしいのではないかな。

普通は、「身近な人」とか、配偶者が一番多いのですが、実母、それから、残念ながら専門機関は下の方にあるのです。誰もいない方もいらっしゃると思いますし、そういう方は専門機関。区の専門機関とか民間もあると思いますので、「誰か」というのは、表現としていかがなものかなと思います。

以上です。

（議長）

ありがとうございました。

委員からは、3ページのねりっこクラブについての文章の中で、31年度版には、括弧書きで「春、夏、冬休み中も利用可」と、ここの部分ですかね。

（委員）

そうですね。入るスペースはあるみたいなので。

（事務局）

令和2年度版では、長期休業中ということでまとめて、できるだけ文字数を減らしてもわかるのかなというイメージでつくってみたところですよ。

それから、もう一点、「子育ての悩み」のところですが、不安を感じたらひとりではない、誰でも相談できるのだということで、「誰かに」ということでやってみたところですよ。決してひとりではなくて、聞いてもらえるところがあるのだよというイメージをもって、こういう言葉をつくってみたところですよ。

以上です。

(議長)

委員、今のそのような回答ですけれども、ご理解いただけましたでしょうか。

(委員)

3ページはいいですけれども、事務局が今言った「誰かに」ということですね。

よく、「ママ友」とかそういうのが入っていますが、そういう付き合いの人に相談をする方が多いという感覚が。全てではないのですが。

だから、「誰に」というのは言わないですけれども、身近な人というのは、大体、親とか信頼の置ける人になるのではないかなと、統計上もそうなっているのですが。ですから、そういった身近な人という表現の方が、より親切ではないかなと。相談する場合は、身近な人に相談するのですけれども、「誰か」というのは表現としては無責任かなというつもりで。

(議長)

他に、今の関係でどうぞ。

(委員)

「誰か」が大事なのではないかと私は思うのですけれども。そういう身近な人に相談できるのであれば、相談センターに電話をかける必要はないのではと思うのです。

これは、「誰か」という文言を、今までもずっと入れてきたのですけれども、今、初めて先程の委員から指摘されたのでしょうかけれども、この「誰か」は、本当に大切なことだと思います。

(議長)

ということで、このままでよろしいでしょうかというご意見ですね。

いいですか。他に、文言の関係などで、色々と、どうぞ。

(委員)

今の「誰か」のところですが、事務局の方がおっしゃった「誰でも相談できるよ」というニュアンスを強めて文言を変更するなら、確かに「誰かに」というと、無責任ではないですけれども、手放しているというイメージはなくはないので。

ただ、先ほど他の委員さんがおっしゃいましたように、身近に相談できる人は相談してくれというか、できないから「誰か」が欲しい、その「誰か」という文言を、先ほど事務局がおっしゃったような「誰でもいるのですよ」という言葉に変えては、お二方の意見も取り合えるのかなと思いました。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。他に、ございますか。
どうぞ。

(委員)

同じ4ページの「子育ての悩み」の欄の中なのですが、176・179地区、177・178地区というのは、郵便番号だと思うのですがけれども、30秒ぐらい考えて郵便番号だなというふうに分かってしまったので、郵便番号は、若い人は余りお手紙も書かないし、もしかしたら郵便マークをつけた方がいいのかなと思いました。それだけです。

後は、全てのページに目標というかテーマがしっかりとしていて、素晴らしいものができてきたと思います。よろしくをお願いします。

(議長)

ありがとうございました。

また、新しく提案をいただきました。176・179地区、177・178地区の、郵便番号の表示をとということですかね。前回の31年度版はついておりました。

これは、つけるといっばいになってしまうのでしょうか、事務局。

(事務局)

つける方向で対応させていただきます。

(議長)

それでは、郵便マークをつけるということで。

他に、どうぞ。

(委員)

まずは、全体像として、先ほど他の委員の方からもありましたけれども、非常に見やすくなっているなというのが総評でございます。特に、字体ですとか、色に関しても、以前はごてごてした印象になっていましたが、今回は非常にすっきりと見やすくなりました。

個別箇所で申し上げますと、まず3ページから6ページに、非常に情報量としては多い連絡先の欄がありますが、縦軸と横軸が揃っていて、なおかつ、相談内容が記載されていて、何か悩みを持たれた方が、非常に探しやすい、見やすい内容だなと思いました。

もう1点は、バーコード表示が以前よりも増えているという点です。より深い情報を取りに行きたい方にとっては、非常に利便性が高いという印象を持ちました。

一方、これはご質問なのですが、このバーコードに関しては、例えば各項目につけるといようなことができれば、各項目に関してより深く知る機会が増えるかなと思うのですがいかがでしょうか。最近では、スマートフォンが一般化しているので、色々な情報をもっと多くの方に提示するためにも、バーコードをもっと増やすのも一案と思いますが、そのあたりを確認させていただきたく思います。

(議長)

事務局、よろしいですか。

(事務局)

今回つけさせていただいて、全体的なボリュームもありますので、まずは試させていただき、次回余裕があるようであれば入れるとか、カットできるところがあればカットするとか、できるだけわかりやすくできればと思います。

まずは、試行ということでやらせていただければと思います。

(議長)

よろしいでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

承知しました。この方向でいいと思います。

もう1点、これはお願いになりますけれども、せっかく新たにバーコードをつけられたものになりますので、バーコードをつける前、つける後で、どれだけアクセス数が変わったのか、これは多分、定量的に調べられるかと思いますが、そのあたりの効果検証を引き続きお願いしたいです。そして、効果があればぜひ増やしていただき、今後の対策に役立てていただけると嬉しいなと思います。

(議長)

その結果、このバーコードをつけることによって、どれだけ効果があったかということでございますね。よろしく願いいたします。

他に。どうぞ。

(委員)

先ほど、他の委員の方々からもご指摘がございましたように、手に取った方が大変使いやすい、活用しやすい、見やすい内容が作成されていると思います。

また、二次元コードであるとか、字体の統一、カラーリングアップデザインを用いて、あるいは写真などを用いて、非常に利用しやすいように、工夫されたところが伺えて、大変素晴らしいと拝見いたしました。

1点、可能であれば修正をお願いできればと思っているところがあるのですが、5ページの一番下の欄で、相談内容が「非行」のところ、ねりま青少年心理相談室でございますが、そこの次でございます。

東京少年鑑別所で相談窓口を開いていることなのですが、実は、相談業務自体につきましては、少年鑑別所法の中で規定されている地域援助業務ということになりまして、この

地域援助業務を行う場合には、法務少年支援センターという名称を使うことが法務省令で規定されております。

その理由といたしましては、少年鑑別所はなんとなく、怖い、近寄りがたい、そういう受け取り方をされる方がいらっしゃるということを受けて、より多くの方にご利用いただくために、この地域援助業務を行う場合には法務少年支援センターという名称を用いることと規定されております。

したがって、この東京少年鑑別所という文言を「東京法務少年支援センター」という文言に、もし可能であれば修正いただくと大変ありがたいと思っているところでございます。

(議長)

ただいま、少年鑑別所ではなくて、東京法務少年支援センターということに訂正をということで、事務局、よろしく。

(事務局)

対応させていただきます。

(議長)

他に。どうぞ。

(委員)

3ページ目の練馬区青少年委員会のところの文章の、上から2行目、スポーツ大会や音楽祭と書かれてありますけれども、去年は音楽祭をやっていませんので、削除をお願いします。

(議長)

音楽祭ですね、わかりました。やっていないそうですので、これを削除ということでもよろしいですか。

ありがとうございました。3ページの「青少年委員会では」といった内容でございます。音楽祭は削除ということで。他に。どうぞ。

(委員)

色々と話題があるところで、4ページの「子育ての悩み」というところです。

先ほども「誰かに」ということが非常に問題になって、私も何となく、言っている意味は理解したつもりなのですけれども、確かに「誰かに」ではなくて、もっと適切な言葉があると思うので、これは、おいおい探して変えていけばいいのかなと思うのですが。その1行下です。「周囲の方へ」というところで、「虐待かな？」と心配な子どもや家庭を知った方は、子ども家庭支援センターへ相談してくださいということになっているのです。

直に、お母さんの方が子ども家庭支援センターに、これは数が少ないですから、そこに行くというのは、大変なことだと思うのです。かなりエネルギーもいるので。

そのために、地区に民生・児童委員、もしくは主任児童委員というのがいますので、そこをもっと活用できるような、短い文章の中で、まずそちらにつないで、そこから、民生委員も手伝って支援してうまくいくというケースが結構あるので、直に行ってしまうと、向こうも忙しいので対応がおざなりになる場合もあるだろうし、一般の人には敷居が高い部分もあるのです。

民生・児童委員は普通のおじさん、おばさんですから、すごく話やすいと思うので、その文言を入れていただければと思うのと、あと、5ページの真ん中の「非行・犯罪防止」の「危険ドラッグ、ダメ！絶対！！」これは、すごく毎回入れていただいているのですが、前回よりも字が小さくなったのですけれども、ここに、病院でもらう投薬も、使い方を間違えると非常におかしなことになるという薬が多々出回っておりますので、そこをうまく折り込んでいただければいいかなと。

薬もドラッグの成分が交ざっているものが多いし、アメリカも鎮静剤中毒、オピオイド離脱症候群というのが非常に大きな問題になっていきますので、そこもうまく改良できたらいいのではないかと思います。

以上です。

(議長)

危険ドラッグのとこのことで、これはご意見ということで、それともぜひとも入れてほしいとか。

(委員)

空いたスペースがないので難しいかと思うのですけれども、要するにドラッグというと麻薬です。麻薬だけが危ないのではなくて、お薬も、お医者さんもわかっているようで、二つ、三つの病院などに行っていると、飲み合わせが悪くて、ドラッグで中毒とはまた違うのですけれども、やはり体に悪い状況ということが多いため、先ほども言った、オピオイド離脱症候群なのですけれども、そこまで詳しく入れる必要はないのですけれども、投薬を飲むのも、お子さんなどは特に気をつけた方がいいので。

(議長)

ちょっと、文章的には。

(委員)

薬はやっぱり効果がある半面、副作用がありますので、副作用が重なるとやっぱり麻薬より怖いことがありますので。

このスペースで入れるのは難しいなど。

(議長)

事務局の方でどうでしょう。

(事務局)

検討させていただいて、スペースに入るようだったら入れて、もし無理だったら次回以降またご相談できればと思います。

それから、「子育ての悩み」につきましては、通告先では子ども家庭支援センターでご相談ください、となっております。ただ、まだ余白がありますので、民生・児童委員ですとか、主任児童委員を紹介できる点は、所管課と相談しながら入れる方向で対応させていただければと思います。

(議長)

どうぞ。

(委員)

今のご発言と関係して、危険ドラッグの関係なのですが、一時期に比べまして覚醒剤とかシンナーは激減しているのですが、ここのところ、純増していっているのが大麻の問題でございまして、ご検討いただければと思いますが、危険ドラッグに加えて、大麻の使用などについても、盛り込んでいただけると有難いという提案でございまして。

(議長)

大麻の方が、今は危険ですよということで、またこれも事務局の方でご検討。

(事務局)

検討させていただきます。

(議長)

ということでございますので。

いかがでしょうか、色々ご意見も、前年度に比べて改善のすばらしいところも沢山ご指摘をいただきました。

他に。どうぞ。

(委員)

議長のおっしゃるとおり、私もよくできていると思うのです。

ただ、これは実行があるものだと考えるのです。特に、いわゆる青少年の不登校の問題が世間を騒がせていますけれども、小学校に行って調べたら、もっともっと不登校が多いということでありました。

昔のことを考えると笑われます。私だって、昭和の戦後の生まれなのですけれども、昭

和20年代に育ったのですけれども、学校を休むということは、今日は農繁期に田植えをやるから、苗が来るから学校を休めと言って学校を休ませられたことはあるけれども、不登校などは余り聞かないのです。今は、なぜこんなに社会に不登校があるということになると、私は政治方面の社会性を育む機会が失われていると思うのです。

ですから、これは青少年問題で地域の活動も書いてありますけれども、これは1番、2番で、特に2番の「青少年の社会参加の機会を増やそう」と、これに限ります。私は地域のお祭りとか、そういう実態の社会、実社会で小さいときから幼児のときから、お祭り等に参加して、そして子どもに肌で感じさせることが、非常に重要だと思うのです。

そうでなければ、家庭で、いわゆる若い夫婦では健全教育というのは限界があると思うのです。実態社会に小さい時から社会に参加させて、色々と子どもの感性で見たり聞いたりして、その当時はわからないが、あのときはこうだったということで、自分の主体性が養われていく。それが重要です。

したがって、町会の話で、今日の話題にそぐわないかもしれないけれども、町会連合会というのは、町会に加入していただくという、大運動をしたり、講演会をしようということで、色々と企画をしております。

しかし、今日、皆さんがお集まりですけれども、皆さんの町会へ入ることの意義とか認識は、どういう認識をお持ちか、ちょっとお尋ねしたいのですけれども。

うちの町会は、駅前ですから、土地も高いし家賃も高いから、非常に独身世代の若い人が意外と多い。だから、そういう方に町会へ加入をお願いすると、町会に入って何のメリットがあるんですか、メリットはないという感じです。

果たして、町会にメリットはないでしょうか。

(議長)

ただ今のご意見は、テーマと離れていますので、後ほど、また時間があればということにしたいと思いますが。

恐れ入ります。

(委員)

はい。

(議長)

恐れ入ります。

他に、この全体を通して、令和2年度の活動方針のことで。

どうぞ。

(委員)

この間、商店街の街頭放送の中で、振り込み詐欺とか、お母さん助けて詐欺とか、色々とあるのですけれども、最近の文言で言うと「特殊詐欺」というのを今回から使っ

さいと、練馬警察署から言われたので、この活動方針に書いてある振り込み詐欺というのは、特殊詐欺とした方がよろしいかと思うのです。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

時代とともに言葉と言いますか、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

警察に、どちらの表現がよいのか、確認を取らせていただきます。

(委員)

1週間前にそれを言われたので、文言を変えたのです。変えてくださいと言われたので。それが最新だと。一応確認してください。

(事務局)

わかりました。

(議長)

ということで、確認していただきたいと思います。

他にございますか。

どうぞ。

(委員)

1 ページ目の「青少年の社会参加の機会を増やそう」と書いてございますが、これは「地域でのさまざまな経験を通して学ぶ、働くことの意識や楽しさを実感し」と書いてあります。これは具体的にどのようなことですか。

先ほども町会の質問がありまして、何かそれに関連があるのではないかと思います。質問させていただいたのですけれども。

学校だけではなくて、学校以外のことも地域というふうに踏まえたらいいのですか。

(事務局)

地域でのさまざまな催しということで、学校以外の、例えばお祭りですとか、色々な防災、避難訓練とかも、色々なものを通して、さまざまな経験と言っているところでございます。

(議長)

いかがでしょうか。

(委員)

その意味はわかるのです。そうしますと、先ほどのお話がありましたけれども、そういったものにかなり関連が深くなってくのではないかという気がしたのです。

(議長)

それでは、この文言そのものが広い意味でということによろしいですか。

(委員)

そうです。

(委員)

先ほど、私が申し上げたことと論点は違うと思いますけれども、地域社会で、色々と学ぶところがたくさんあると思うのです。

これは、実行しないと意味がないですから。そうすると、地域社会ということになれば、主な大きな団体は自治会です。そこでは、さまざまなことが行われている。だから、実体という意味で、実体の社会でそれを学ぶ、経験されることが必要ではないかということを私は申し上げているのです。

(議長)

恐らく、それぞれの地域によって、色々な行事が、特に3ページの上の方にもありますが、育成委員会は17地区あるのですが、それぞれ違った行事等をやっておりますので、もし何か関連して、地域の活動で委員の気がつく点がありましたら、ご発言を。

(委員)

なかなか地域の行事などですと、お酒ですとか、収入面が絡んできます。さまざまな地域活動に協力していただくような場面もあるのですが、父兄の方からそういう、さまざまな経験をさせていただきたいのですが、中には、地域の清掃などに難色を示す親御さんがいまして、なかなか難しいのです。色々な接し方を含めて、清掃事業ですとか、あるいは、地域の夜警とか、パトロールとか、さまざまなことで取り組みますので、育成委員会は極力子どもたちに、そういう経験をさせていただくように進めてやっていきたいと思っています。

(委員)

そのとおりだと思います。

お酒という言葉が出てきましたけれども、世の中、子ども連れにお酒を出すことはあり得ないのです。

そうすると、例えば、昔は結核を予防するためにツベルクリン注射をした。陰性だとB

CGで菌を入れる。何で菌を入れるのかということになるのです。抗体をつくるためですよ。抗体をつくれる人が菌入れないで、大人になって感染したら死亡確率が大きいことになる。

だから、私が申し上げているのは、5歳か6歳でお酒などを飲むわけがないです。だけど、そういう姿を見せたっていいと思うのです。

(議長)

それでは、そのような意見で、地域によっては、そういうことも懸念する父兄もいらっしゃるということで、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、色々のご意見をいただきましたけれども、他に、どうしても質問といいますか、ご意見は。

特に文言を変更するとか、色々のご意見をいただきましたが、それぞれ事務局の方で対応していただきたいと思っております。また、事務局の方で本日欠席の委員からご意見とかがありましたら。

(事務局)

本日欠席されております委員より、資料2の表紙についてご意見をいただいております。

真ん中の下ほど、絵の下のところでございます。「育成活動方針の使い方」という表現のところですか。ここで「育成活動方針の使い方」を、「この冊子の使い方」、あるいは青少年育成活動方針のところにカギ括弧をつけて囲った方がよいのではないかとご意見をいただいております。

以上です。

(議長)

ただいま、欠席の委員からのご意見を発表していただきましたけれども、この表紙についてはこのままでよろしいでしょうか。それとも、今意見があったカギ括弧をつけたらよろしいのではないかとというようなご提案でしたけれども。表紙についてございますか。

(議長)

このままでも。皆さんいかがですか。

どうぞ。

(委員)

今、去年のと見比べているのですが、去年の方の「ページをめくってみましょう！」という方が、インパクトが強いように感じますが、いかがでしょうか。

(議長)

委員の方から、令和2年度の方は「育成活動方針の使い方」ということになっています

けれども、「ページをめくってみましょう！」は、恐らく青少年対策連絡会の方も検討していただいた結果、「ページをめくってみましょう！」よりも、今回の方がよろしいのではないかということで、このように変えてきたと思いますが。

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

事務局としては、委員の皆様の意見を聞いて尊重したいと思います。

青少年対策連絡会ではこの方がいいという意見でしたが、今回の会議の方でどちらがいいか、お諮りいただければと思います。

(議長)

それでは、意見と言いますか、いかがでしょうか。

令和2年度のこの表紙のとおりでいいですよという賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

(議長)

ありがとうございました。多数でございますので、このままということで行きたいと思えます。

他にございますか。なければ、以上、色々ご審議をいただきまして、青少年問題協議会として令和2年度の練馬区青少年育成活動方針(案)ということで、区長に具申したいと思えますが、皆さんよろしいでしょうか。

よろしければ拍手をお願いできますか。

(拍手)

(議長)

ありがとうございました。

それでは、報告事項ということで、続きまして(2)報告事項に入りたいと思えます。

それでは、①令和元年度練馬区子どもたちを健やかに育てる運動について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

資料4により説明

(議長)

ありがとうございました。

ただいま説明もしていただきました健やか運動について、ご質問等があれば伺いたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

(委員)

1点だけ、確認させていただきたいと思います。

今回、令和元年度青少年を取り巻く環境実態調査結果ということで、雑誌、自動販売機についての状況で、昨年に比べて、春日町のところで1か所増えたということで、区の届出番号、これは多分東京都かと思っているところでございます。これの表示がないというのは、これは実際、違法なものなのか、必ず届け出をしなければならないものなのか、この辺、区の方では把握をされているのでしょうか。

また、設置が区であれば、これは届けていないということに対して、何かしらの対策を講じるべきかと思うのですけれども、ここら辺のことも含めて。

(議長)

ただいまの質問なのですが、事務局の方でよろしくをお願いします。

(事務局)

自動販売機全てが都に届ける必要ということではなくて、青少年の健全にふさわしくないとと思われるような形になります。

玩具類につきましては、都の規定では、性的感情を刺激する玩具類、その他性的な行為の具に供する玩具類、および性器を模した玩具類というのは、東京都の届け出が必要になります。

これにつきましては、この報告書を東京都の方に報告いたします。都の方が実態調査をいたしまして、必要であれば届け出の勧告をすとか、店舗の改善命令という形になるかと思えます。

まず、区の方では把握しましたので、これが東京都に届け出が必要なものかどうかの判断は東京都にお願いするところでございます。

以上でございます。

(議長)

いかがでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。

こうしたのも調査していただいて、そういったものが上がってきているのであれば、速やかに東京都の方に出していただいて、届け出が必要であればしっかりとやっていただきたいと要望させていただきたいと思います。

以上です。

(議長)

ありがとうございました。

他に、どなたかご質問等ありますでしょうか。

それでは、ないようですので、続きまして、②令和2年度練馬区青少年育成活動方針の基本的な考え方について、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

資料5により説明

(議長)

ありがとうございました。

ただいま、活動方針の基本的な考え方の策定についての報告をいただきました。

それでは、次第の(3)でございます。その他に移りたいと思います。

その他について、ご意見があります方は、どうぞ。

(委員)

事前に事務局の方に質問を出させていただいて、2点あるのですが、1点目は教員の働き方改革と、2点目は児童虐待防止の意識についてです。

先般、文部科学省の方から、公立学校における働き方改革の取り組み状況について調査がありました。これも、初めての取り組みだと思うのですが、これは全国の教育委員会で教員の在校時間を把握していないのが、都道府県で10.6%、それから市区町村で13.2%と、先生の在校時間を全く把握していないという結果になりました。

その把握の方法ですけれども、ICカードやタイムレコーダーを使っていますかと、口頭でやっていますかということでの結果だと思います。教育現場においては中学校教員で6割、それから小学校教員の3割が週60時間を超えて労働させられると大きな問題になっているわけですけれども、練馬区において、ある意識改革だけではなく、具体的に先ほどの調査報告の内容を踏まえて、どういう手段、施策を考えているか、それをお答え願えたらと思います。

それから二つ目、児童虐待防止、これについて、先ほど区長から児童相談所設置について、練馬区は広域行政だ、22区と違うのだと考え方が、相当区長は立派だなと感心の一つになっているところですが、実際問題1区が対応するのは非常に難しい。豊島区は結局3年ずらした、人がいないのです。

予算をどうするのか。今、大きな問題になっているのは練馬区でもふるさと納税、平成30年ですが、税收減が16億5,000ぐらいかな、これは毎年変わらない。それから、国の方においても、税金を一部国税に引き上げると東京都は非常に危機感を持っていますけれども、そういった財政的な縛りが今後オリンピックを迎えたごとによって変わってくるわけですね。ですから、この優先順位をきちんと考えておかないと、これやります、あれやりますとやって出来ないということになるのではないかと私は思っています。

その対策防止なのですが、国の方から2016年度に児童福祉法改正があつて、子ども家庭総合支援拠点、これを整備してくださいと。整備するに当たっては、色々と思えますけれども、練馬区は国からの要請をどう考えているのか、その拠点と人材の確保、多分連合会がつくられたというのであれば、別に国の政策、計画になっているのですか。

義務がないわけで、もっと必要なことがあれば絶対できる。率先してやるべき、何か国から言われているのではなくて、自治体が率先してできるのではないかなと思います。

練馬区さんは、どう考えているのでしょうか。お願いします。

(議長)

端的に要件をまとめていただいて、事務局の方で今のご質問でご回答願えますか。

(事務局)

それでは、青少年の育成には学校の教育指導は欠かせない、その教員の働き方改革という認識の上でのご回答ということによろしいでしょうか。

区の教育委員会では、この教員の働き方改革推進委員会というものを立ち上げて、さまざまな取り組みを、今、実行に移しているところです。これは、教員の在校時間が大変長いということから、もっと言うと教員の方に多岐にわたる業務量の多さ、こういったところを整然していく必要があるだろう、あるいは支援していく必要があるだろうという観点から、さまざまな取り組みをしている。

先ほどご質問がありました、まず在校時間の把握状況について、今、練馬区では何をしているかと言いますと、教員には職員室に1人1台のパソコンがあります。これのログオン、ログオフの時間で、現在は把握しているところです。しかしながら、コンピュータの電源を落としてまだ学校にいるということもありますので、大体の時間で把握しているということです。

正確に測っていくには、今後、今は令和3年度を目指しているのですけれども、教員の出退勤システムの導入を、今考えているところです。これによって把握をしていくということです。その他にも、さまざまな取り組みと申し上げましたのを幾つかご紹介をさせていただきますと、学校が終われば、お金を集める徴収金というのが今あります。そういったものもシステム化して導入している。あるいは学校の休養日という、学校休庁日、これを設定して全校的に職員の休暇を取るようにしていたり、後は、教員には研修などありますが、そういった研修も回数、内容を精選したり、こういったようなさまざまな取り組みをしております。その他に人員的配置などもありますので、また、詳細などご不明な点がありましたら、お問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。

それでは、もう一点。

(事務局)

2点目につきまして、回答させていただきます。

練馬区の児童虐待の防止の取り組みという視点でお答えをさせていただきます。

ご質問いただきました、子ども家庭総合支援拠点、こちらでございますけれども、国の方で、市区町村が子どもとご家庭、妊産婦などを対象にして、子育てに関する情報の提供であるとか、相談の対応、関係機関との連絡調整、そういったことをするための支援する拠点として位置づけたものでございまして、虐待とかで保護が必要な、そういったご家庭があれば児童相談所と連携しながら対応していく、そういったものでございます。

こちらは区におけるものでございますけれども、区におきましては、既に練馬子ども家庭支援センターがその役割を担ってございます。

職員配置としましては、国では、社会福祉士、保健師などの資格を持つ、子ども家庭支援員というものと、心理担当支援員の配置が求められておりますけれども、区は両方の職員を既に配置しているところでございます。

支援拠点の設置の趣旨、求められる役割としましては、保健相談所であるとか保育園、小中学校など、直接接点のある市区町村、地域の関係機関と連携した子どもや家庭の支援というところが求められておりまして、特に虐待の予防であるとか早期対応というところが期待されてございます。

後は、これまでも子ども家庭支援センターによる、身近なきめ細かい、子どもに寄り添った支援と、都の児童相談所と専門的、広域的な支援を組み合わせることが重要であると考えまして、都区の連携強化とあわせまして、子ども家庭支援センターの体制強化も図ってきたところでございます。こちらの子ども家庭総合支援拠点としての機能も持つ子ども家庭支援センターの機能強化を図ってきたところでございます。

以上でございます。

(議長)

どうでしょうか。

他に、ご意見。どうぞ。

(委員)

私は、消費生活センターの消費生活相談などを担当しているので、非常に自分のところのことが気になるのですが、この練馬区青少年育成活動方針の基本的な考え方という中の13ページ下の方、消費者トラブルに関する相談が、消費者ホットライン、188という番号の後ろに、例えば児童相談所ですと「いちはやく」というのが有名になっているのですが、これを「いやや」というふうに、そういう言葉をつけてもらおうと、どこからでも練馬の消費生活センターの方にすぐつながるようになっていきます。

それと、もう一つ、振り込み詐欺ですが、振り込み詐欺は、もう本当に有名になってきて、昔、30年ぐらい前からずっと振り込み詐欺と言っていましたが、今どき、業者は、口

座を使って振り込みをさせるような、口座が凍結されたりとか、捕まったりするような、そういう昔の手法は、ほとんどありませんので、振り込め詐欺といってお年寄りが銀行なりATMから振り込むのが全部、詐欺なのだと言われにすり込まれてしまっていますが、そういう手法は今ありません。

特殊詐欺という名前は確かに使われているのですが、特殊詐欺というと、なかなか皆さん馴染がないと思うのですが、特殊詐欺というのは高齢者を狙う詐欺のことで、今は還付金詐欺、お金が返ってきますよということで、払わせるとしても、取りに行くか、またはカードが変わりましたよと言って銀行なり取りに行かせる。受け子とか、取り子という人を行かせるというやり方。

もう一つは、コンビニとかスーパーに、電子マネーとか、ギフトカード、アマゾンカードがスーパーの入り口などに売っています。そのカードを買わせて、番号を教えさせて5枚、2枚買うと10万というような、こういう手法しかは今やっていませんので、振り込み詐欺というのは、もう時代おくれで、お年寄りを狙う詐欺イコール特殊詐欺というふうに警察とか消費生活センターでは、もう振り込み詐欺の言葉は使っていないので、警察とか、消費生活センターの方に、どういう表現をすればお年寄りが自分に関係あるのかなと思えるような表現に変えていただくと、なおわかりやすいと思います。振り込み詐欺は、今はありません。

以上です。

(委員)

最後にいいですか。

(議長)

はい。

(委員)

特殊詐欺のところで、この間、耳に入ったところでは、練馬警察署の管内で、新年早々特殊詐欺がありましたという話がありました。

うちの方では、イベントが今週の土曜日にあるのですけれども、ピーポ君と一緒に特殊詐欺抑制のためのチラシとか、そういうものを配布するそうですが、今日は、警察の方がおいでいただいているというところで、去年の特殊詐欺の件数とか教えていただきたいと思います。

それと、前年対比でどうなったのかなとすごく気になっているところなので、教えていただければ、どうでしょうか。

(議長)

今ご質問がありました、警察の方は資料をお持ちでしょうか。よろしくをお願いします。

(委員)

私は、本日は青少年問題協議会ということで、少年問題についての資料とかはあるのですけれども、特殊詐欺の関係ですとか、昨年の正確な件数については、うちの方で手持ちとか、資料の方の把握がなかったものですから、また別の機会のときに紹介できればと思います。申し訳ございません。

(議長)

ありがとうございました。

他にございますか。

ありがとうございました。事務局は、何かございますか。

(事務局)

何もございません。

5 閉会

(議長)

それでは、以上で本日予定していた議題は終了いたしました。

これで、令和元年度第2回練馬区青少年問題協議会を終了いたします。ありがとうございました。